

8 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合は、1から5の3までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第3 同行援護

1 同行援護サービス費

- イ 所要時間30分未満の場合 191単位
- ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合 302単位
- ハ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 436単位
- ニ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 501単位
- ホ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 566単位
- ヘ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 632単位
- ト 所要時間3時間以上の場合 697単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに66単位を加算した単位数

注1～10 (略)

11 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。

12 指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

13 指定障害福祉サービス基準第43条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位

8 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合は、1から5の2までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第3 同行援護

1 同行援護サービス費

- イ 所要時間30分未満の場合 190単位
- ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合 300単位
- ハ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 433単位
- ニ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 498単位
- ホ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 563単位
- ヘ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 628単位
- ト 所要時間3時間以上の場合 693単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに65単位を加算した単位数

注1～10 (略)

(新設)

(新設)

11 指定障害福祉サービス基準第43条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につ

数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

14 指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

15 (略)

2～4 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ。）が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ハ (略)

6・7 (略)

第4 行動援護

1 行動援護サービス費

イ 所要時間30分未満の場合	<u>288単位</u>
ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合	<u>437単位</u>
ハ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	<u>619単位</u>
ニ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	<u>762単位</u>
ホ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	<u>905単位</u>
ヘ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	<u>1,047単位</u>

き5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

(新設)

12 (略)

2～4 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ。）が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ハ (略)

6・7 (略)

第4 行動援護

1 行動援護サービス費

イ 所要時間30分未満の場合	<u>258単位</u>
ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合	<u>407単位</u>
ハ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	<u>592単位</u>
ニ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	<u>741単位</u>
ホ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	<u>891単位</u>
ヘ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	<u>1,040単位</u>